

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
のときは、  
その翌日)

◇条 例 職員給与に関する条例の一部を改正する条例

## 目 次

### 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県条例第四十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同項第

二号中「三万円」を「三万二千五百円」に改める。

第八条第三項中「六千円」を「七千円」に、「二千円」を「二千二百円」に、「四千円」を「四千五百円」に、「四百円」を「千円」に改め、同条第四項中「四百円」を「千円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九条の四第二項第一号中「一万千円」を「一万二千円」に、「三千円」を「三千五百円」に、「六千円」を「七千円」に改める。

第十条第二項第一号中「一万円」を「一万二千五百円」に改め、同項第二号中「千六百元」を「千七百元」に、「二千八百元」を「三千円」に、「三千百円」を「三千三百円」に、「四千二百円」を「四千六百元」に改め、同項第三号中「一万円」を「一万二千五百円」に改める。

第十六条の二第二項中「千三百円」を「千六百元」に、「二千六百元」を「三千二百円」に、「千九百五十円」を「二千四百円」に、「三千九百円」を「四千八百円」に改める。

第十六条の四第二項中「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。  
第十六条の五第二項中「こえない」を「超えない」に、「百分の六十」を「六十」に改め、六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の六十に、「こえて」を「超えて」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

## 別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	234,700	181,100				93,800	82,500	
2	245,100	188,600	160,700	136,000	114,000	98,500	86,000	68,400
3	255,500	196,300	167,100	141,700	119,100	103,300	89,700	70,300
4	265,900	204,400	173,500	147,600	124,200	108,100	93,800	72,300
5	276,300	212,500	180,000	153,500	129,500	112,900	97,900	74,300
6	286,700	220,600	186,500	159,400	134,900	117,700	101,700	76,900
7	297,100	228,700	193,200	165,500	140,300	122,400	105,500	79,700
8	307,500	236,800	199,900	171,700	145,600	127,100	109,200	82,500
9	318,000	244,900	206,600	178,100	151,000	131,300	112,500	84,800
10	328,500	253,000	213,400	184,500	156,400	135,400	115,800	87,000
11	336,200	260,700	220,200	190,900	161,800	139,500	118,800	89,200
12	342,100	268,400	226,900	197,300	167,200	143,600	121,800	91,300
13	348,000	275,800	233,600	203,600	172,500	147,700	124,700	93,400
14	353,400	281,700	240,300	209,900	177,800	151,300	127,200	95,500
15	358,000	287,600	246,900	216,000	182,800	154,900	129,700	97,500
16		291,700	252,200	222,100	187,300	158,300	132,200	99,500
17			257,500	226,900	191,800	161,700	134,600	101,000
18			261,100	231,700	195,100	164,600	136,800	
19			264,700	235,100	198,200	167,500	138,700	
20				238,500	201,200	169,600		
21				241,900	203,500	171,700		
22					205,800	173,800		
23					208,100			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1					94,700	84,600	
2	190,700	177,700	153,300	119,500	99,600	87,600	78,600
3	197,500	184,200	159,000	124,900	104,500	90,600	81,400
4	204,400	190,700	164,800	130,400	109,400	94,400	84,400
5	211,400	197,400	171,200	135,900	114,300	99,100	87,400
6	218,400	204,100	177,700	141,500	119,200	103,800	90,400
7	225,400	210,900	184,200	147,100	124,100	108,500	94,100
8	232,300	217,700	190,700	152,700	129,000	113,100	98,500
9	239,200	224,500	197,300	158,300	133,900	117,700	103,000
10	246,100	231,400	204,000	164,000	138,800	122,300	107,500
11	253,000	238,300	210,700	169,700	143,700	126,900	112,000
12	259,900	245,100	217,400	175,400	148,600	131,500	116,500
13	266,800	251,900	224,000	181,000	153,500	136,100	121,000
14	273,700	258,700	230,600	186,600	158,400	140,700	125,500
15	280,600	265,300	237,200	192,200	163,400	145,400	130,000
16	287,100	271,300	243,800	197,600	168,400	150,100	134,500
17	293,600	276,900	248,800	203,000	173,400	154,800	139,000
18	297,500	280,500	253,800	208,400	178,400	159,500	143,500
19	301,400	284,100	258,500	213,500	183,500	164,200	148,000
20		287,700	261,900	218,000	188,600	169,000	152,400
21			265,300	222,300	193,700	173,800	156,800
22			268,700	226,600	198,800	178,600	161,200
23				230,900	203,900	183,400	165,600
24				235,200	208,400	188,100	170,000
25				238,100	212,700	192,800	174,400
26				241,000	217,000	197,500	178,800
27				243,900	221,300	201,700	183,200
28				246,800	225,600	205,900	187,600
29					228,400	210,000	192,000
30					231,200	214,000	195,600
31					234,000	218,000	199,200
32					236,700	220,600	202,800
33						223,200	206,400
34							208,900

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

## イ 教育職給料表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	229,500	—	87,900	—
2	236,200	167,800	91,900	74,400
3	243,200	174,200	96,600	77,100
4	250,200	180,600	101,300	79,800
5	257,200	187,000	106,000	82,800
6	264,300	193,400	110,700	86,600
7	271,400	199,800	115,500	90,400
8	278,500	206,300	120,300	94,600
9	285,600	212,800	125,300	98,900
10	292,600	219,300	130,300	103,300
11	299,500	225,800	135,400	107,800
12	306,400	232,300	140,800	112,300
13	313,000	238,800	146,600	117,000
14	319,600	245,300	152,500	121,800
15	324,000	251,800	158,700	126,600
16		258,300	164,800	131,300
17		264,800	170,900	136,000
18		271,300	177,000	140,700
19		277,800	183,200	145,400
20		284,200	189,400	149,600
21		290,600	195,600	153,700
22		297,000	201,800	157,800
23		302,900	208,000	161,800
24		308,800	214,200	165,800
25		312,800	220,400	169,800
26			226,200	173,800
27			231,900	177,800
28			237,500	181,700
29			243,100	185,100
30			248,700	188,500
31			253,400	191,500
32			257,800	194,400
33			262,200	197,300
34			266,200	200,000
35			270,100	202,000
36			274,000	
37			276,800	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 教育職給料表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	226,800 円	— 円	79,800 円	— 円
2	233,100	142,800	83,700	74,400
3	239,400	148,900	87,900	77,100
4	245,800	155,100	91,900	79,800
5	252,200	161,400	96,600	82,800
6	258,600	167,700	101,300	86,600
7	264,900	174,000	106,000	90,400
8	271,200	180,300	110,700	94,600
9	276,900	186,600	115,500	98,900
10	282,600	192,700	120,300	103,200
11	288,000	198,700	125,300	107,600
12	293,400	204,700	130,300	112,000
13	297,900	210,700	135,400	116,400
14	302,400	216,700	140,800	120,800
15	306,300	222,700	146,600	125,200
16		228,700	152,500	129,500
17		234,700	158,700	133,800
18		240,700	164,700	138,000
19		246,600	170,800	142,100
20		252,500	176,800	146,100
21		258,400	182,800	150,100
22		263,800	188,800	153,800
23		268,700	194,500	157,500
24		273,400	200,200	160,800
25		277,700	205,600	163,900
26		281,300	210,900	166,700
27		284,100	216,200	169,500
28		286,900	221,500	172,000
29		289,700	226,500	174,100
30			231,400	176,200
31			236,200	178,100
32			240,900	
33			245,300	
34			249,700	
35			253,700	
36			257,200	
37			260,700	
38			263,900	
39			266,300	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	—	84,600	74,500
2	—	—	88,500	77,300
3	—	—	93,100	80,300
4	187,500	133,800	98,200	83,300
5	195,200	140,300	103,300	86,700
6	203,300	146,900	108,400	90,800
7	211,400	153,500	113,500	95,200
8	219,500	160,100	118,900	99,800
9	228,300	166,700	124,300	104,800
10	237,100	173,300	129,800	109,800
11	245,900	179,700	135,300	114,800
12	254,800	186,100	140,800	119,800
13	263,700	192,500	146,300	124,800
14	272,600	198,300	151,600	129,800
15	281,500	204,100	156,900	134,500
16	290,400	209,500	162,200	138,600
17	299,300	214,400	167,500	142,700
18	308,100	219,000	172,400	146,800
19	316,900	223,600	177,300	150,800
20	325,700	228,200	182,200	154,800
21	333,200	232,800	187,100	158,700
22	338,700	237,400	192,000	162,600
23	344,200	241,900	196,800	165,800
24	349,100	246,400	201,100	169,000
25	354,000	250,500	205,200	171,400
26	358,000	254,600	208,300	173,800
27		257,900	211,400	
28			214,500	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

## イ 医療職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	238,100 <sup>円</sup>	181,600 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	108,800 <sup>円</sup>
2	246,200	189,600	158,100	115,200
3	254,300	197,600	165,800	121,600
4	262,400	205,700	173,700	128,000
5	270,500	213,800	181,600	135,400
6	278,500	221,900	189,500	142,900
7	286,500	230,000	197,400	150,500
8	294,100	238,100	205,400	158,100
9	301,700	246,200	213,400	165,700
10	309,300	254,300	221,400	173,300
11	317,000	262,400	229,400	180,800
12	324,700	269,800	236,200	186,900
13	332,200	277,200	243,000	193,000
14	339,700	284,600	249,400	199,100
15	345,900	292,000	255,800	205,200
16	352,100	299,300	262,200	211,300
17	358,300	306,200	268,600	217,400
18	363,800	313,100	275,000	223,500
19	368,400	320,000	281,400	229,200
20	373,000	325,900	286,800	233,300
21		331,800	292,200	237,400
22		335,900	297,200	240,300
23		340,000	300,700	
24			304,200	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 医療職給料表(二)

職務の等級	1 等級	特 2 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	187,400 円	167,100 円	141,700 円	104,800 円	84,900 円	74,800 円	— 円
2	195,400	173,500	147,800	109,800	88,400	77,800	70,400
3	203,600	180,000	153,900	114,800	92,100	80,800	72,500
4	211,800	186,500	160,100	119,800	95,800	84,200	74,600
5	220,000	193,200	166,400	124,800	100,100	87,600	77,400
6	228,200	199,900	172,800	130,000	104,400	91,300	80,300
7	236,400	206,600	179,200	135,200	109,000	95,000	83,200
8	244,700	213,400	185,600	140,600	113,600	98,600	85,300
9	253,000	220,200	192,000	146,000	118,200	102,200	87,400
10	260,700	226,900	198,400	151,400	122,800	105,800	89,500
11	268,400	233,600	204,700	156,800	127,400	109,400	91,500
12	275,800	240,300	210,800	162,200	131,600	112,700	93,500
13	281,700	246,900	216,900	167,600	135,800	116,000	95,000
14	287,600	252,200	222,800	172,900	140,000	119,000	
15	293,400	257,500	228,000	178,200	144,200	122,000	
16	297,500	261,100	233,100	183,400	148,300	124,900	
17		264,700	237,700	188,200	152,000	127,400	
18			242,200	193,000	155,600	129,900	
19			245,600	196,500	159,000	132,300	
20			249,000	199,800	162,400	134,200	
21				203,000	165,200		
22				205,300	167,400		
23				207,600	169,500		
24				209,900	171,600		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## ハ 医療職給料表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	163,700 <sup>円</sup>	127,700 <sup>円</sup>	109,400 <sup>円</sup>	83,200 <sup>円</sup>	73,100 <sup>円</sup>
2	169,700	132,600	113,800	86,800	75,600
3	175,700	137,600	118,300	90,400	78,100
4	181,700	142,600	122,800	94,100	80,600
5	188,100	147,700	127,300	97,800	83,200
6	194,500	152,900	131,900	101,600	86,700
7	201,000	158,100	136,500	105,400	90,300
8	207,500	163,400	141,100	109,300	94,000
9	214,100	168,700	145,700	113,200	97,700
10	220,700	173,900	150,300	117,100	101,400
11	227,300	179,100	154,900	121,000	105,100
12	233,900	184,300	159,500	124,900	108,800
13	240,500	189,500	164,200	128,800	112,400
14	247,100	194,800	168,900	132,700	116,000
15	253,700	200,100	173,600	136,600	119,600
16	259,400	205,300	178,300	140,400	123,100
17	265,100	210,500	183,000	144,200	126,600
18	270,400	215,700	187,700	148,000	130,100
19	275,700	220,900	192,400	151,800	133,600
20	279,200	226,100	196,900	155,600	137,100
21	282,700	231,000	201,400	159,400	140,600
22	286,200	234,800	205,900	163,200	144,100
23		238,600	209,600	167,000	147,100
24		242,400	213,300	170,700	150,100
25		245,400	216,900	174,400	153,100
26		248,400	219,700	178,100	155,900
27		251,000	222,500	181,800	158,600
28			224,900	185,500	161,300
29				188,800	163,400
30				191,100	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 附則

## (施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

## (暫定等級別標準職務)

2 職員の職務の等級の基準となるべき標準的な職務の内容は、昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）においては、改正後の条例第三条第二項の規定にかかわらず、附則別表第一のとおりとする。

## (特定の職務の等級の切替え)

3 切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第二（以下「切替表」という。）のイの表の旧等級欄に掲げられている職員でその者の職の職務が切替表のイの表の職務欄に掲げられているもの及び旧等級が切替表のロの表の旧等級欄に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する切替表のイ又はロの表の新等級欄に定める職務の等級とする。

## (特定の号給等の切替え等)

4 前項に規定する職員の切替日における号給又は給料月額、切替日の前日においてその者が受けていた号給又は給料月額（以下「旧号給等」という。）に対応する附則別表第三の新号給等欄又は新号給欄に定める号給又は給料月額とする。

5 前項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員

に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第六項若しくは第八項ただし書又は附則第十四項の規定の適用については、旧号給等を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

## (切替期間における特定の異動者の号給等)

6 切替期間において、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級に異動のあつた職員のうち、当該適用又は異動の日（以下「異動日」という。）においてその者が属していた職務の等級（以下「異動日等級」という。）が切替表のイの表の旧等級欄に掲げられている職員でその者の職の職務が切替表のイの表の職務欄に掲げられているもの及び異動日等級が切替表のロの表の旧等級欄に掲げられている職員については、前三項の規定を準用する。この場合において、附則第三項中「切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）とあるのは「異動日等級」と、「旧等級が」とあるのは「異動日等級が」と、「切替日に」とあるのは「異動日に」と、「旧等級に」とあるのは「異動日等級に」と、附則第四項中「切替日に」と及び「切替日の前日」とあるのは「異動日に」と、前項中「切替日」とあるのは「異動日」と読み替えるものとする。

7 附則第三項又は前項に規定する職員で、切替期間又は異動日から条例施行日の前日までの間において、その者の職の職務に異動のあつたものうち、人事委員会が定める職員の当該異動の日における職務の等級は、附則別表第一に規定する等級別標準職務表に基づき人事委員会が定める。

8 前項に規定する職員の当該異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、その者が附則第三項又は第六項の規定の適用を受けなかつたものとした場合との権衡を考慮して人事委員会が定める。

(条例施行日以降の特定の異動者の号給等)

9 附則第三項又は第六項に規定する職員(附則第七項に規定する職員を除く。)で、条例施行日以降において、最初のその属する職務の等級の上位の職務の等級への異動をすることとなるものの当該異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、当該異動をすることとなる職務の等級に既に属している他の職員との権衡を考慮して人事委員会が定める。

(最高号給等の切替え等)

10 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員(附則第三項に規定する職員を除く。)の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

11 切替期間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

12 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

13 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

(昇給期間の特例)

14 当分の間、切替表のイ又はロの表の新等級欄に掲げられている職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員については、その者が現に受けている号給又は給料月額を受けるに至つた時から十二月(切替日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けている職員の切替日以降における最初の昇給にあつては、十八月)を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の等級の給料の幅の最高額を超えて、人事委員会の承認を得て、昇給させることができる。

(期末手当の額の特例)

15 昭和五十一年十二月に改正前の条例第十六条の四の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十六条の四の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるとき

は、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

(勤勉手当の額の特例)

16 昭和五十一年六月に改正前の条例第十六条の五の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第十六条の五の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

17 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(期末手当については改正後の条例第十六条の四又は附則第十五項、勤勉手当については改正後の条例第十六条の五又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

18 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職務の等級の切替えに伴う旅費の特例)

19 附則第三項又は第六項に規定する職員に係る旅費で、条例施行日前に完了する旅行又は条例施行日前に出発し、かつ、条例施行日以後に完了する旅行のうち、切替期間に対応する分につき支給するものについては、改正前の条例の規定によりその者が属していた職務の等級をその者の職務の等級とみなして、職員の旅費に関する条例(昭和四十五年七月鳥取

県条例第四十八号)の規定を適用する。

附則別表第一 等級別標準職務表

イ 行政職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
特一等級	本庁の部長の職務
一等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 本庁の次長の職務</li> <li>二 委員会の事務局長の職務</li> <li>三 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務</li> </ul>
二等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 本庁の課長の職務</li> <li>二 出先機関の長又は困難な業務を所掌する課の長の職務</li> </ul>
三等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 本庁の課長補佐の職務</li> <li>二 出先機関の課長の職務</li> <li>三 困難な業務を分掌する係の長の職務</li> <li>四 困難な業務を処理する主任の職務</li> <li>五 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を専門的に行う職の職務</li> </ul>
四等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 係長又は主任の職務</li> <li>二 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</li> <li>三 高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を専門的に行う職の職務</li> </ul>
五等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</li> </ul>

ロ 公安職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
七等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 困難な業務を専門的に行う職の職務</li> <li>二 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</li> <li>三 相当困難な特定の業務を専門的に行う職の職務</li> </ul>
六等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 定型的な業務を行う職務</li> <li>二 特定の業務を専門的に行う職の職務</li> </ul>
五等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 警察本部の部長又は課長の職務</li> <li>二 警察本部の困難な業務を所掌する部の長の職務</li> <li>三 警察本部の署長又は副署長の職務</li> </ul>
四等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 警察本部の部長又は課長補佐の職務</li> <li>二 警察本部の困難な業務を処理する次席又は課長補佐の職務</li> <li>三 警察本部の困難な業務を処理する主任の職務</li> <li>四 特に困難な業務を処理する主任の職務</li> </ul>
三等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 警察本部の次席又は課長補佐の職務</li> <li>二 警察署の次長又は課長の職務</li> <li>三 相当困難な業務を分掌する係の長の職務</li> </ul>
二等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 警察本部の次席又は課長補佐の職務</li> <li>二 警察署の次長又は課長の職務</li> <li>三 相当困難な業務を分掌する係の長の職務</li> </ul>
一等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 警察本部の次席又は課長補佐の職務</li> <li>二 警察署の次長又は課長の職務</li> <li>三 相当困難な業務を分掌する係の長の職務</li> </ul>

ハ 教育職給料表(一)等級別標準職務表

職務の等級	標 準 的 な 職 務
七等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 主任の職務</li> <li>二 相当困難な業務を行う係員の職務</li> </ul>
六等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 主任の職務</li> <li>二 相当困難な業務を行う係員の職務</li> </ul>
五等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 係長の職務</li> <li>二 相当困難な業務を処理する主任の職務</li> <li>三 困難な業務を行う係員の職務</li> </ul>
四等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 係長の職務</li> <li>二 相当困難な業務を処理する主任の職務</li> <li>三 困難な業務を行う係員の職務</li> </ul>
三等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 高等学校の校長又は相当困難な業務を処理する教頭の職務</li> <li>二 特殊学校の校長又は相当困難な業務を処理する教頭の職務</li> <li>三 教育研修センターの困難な業務を処理する研修主事の職務</li> <li>四 教育委員会事務局の指導主査の職務</li> </ul>
二等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 規模の大きい高等学校の校長の職務</li> <li>二 規模の大きい盲学校、聾学校又は養護学校(以下「特殊学校」という。)の校長の職務</li> <li>三 教育委員会事務局の困難な業務を処理する指導主査の職務</li> </ul>
一等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 規模の大きい高等学校の校長の職務</li> <li>二 規模の大きい盲学校、聾学校又は養護学校(以下「特殊学校」という。)の校長の職務</li> <li>三 教育委員会事務局の困難な業務を処理する指導主査の職務</li> </ul>

ニ 教育職給料表(ニ)等級別標準職務表		ホ 研究職給料表等級別標準職務表	
職務の等級	標準的な職務	職務の等級	標準的な職務
特一等級	一 規模の大きい中学校又は小学校の校長の職務 二 教育委員会事務局の困難な業務を処理する指導主査又は社会教育主査の職務	一等級	一 試験場又は研究所の長の職務 二 博物館の課長の職務 三 科学捜査研究室の室長の職務
一等級	一 中学校又は小学校の校長又は相当困難な業務を処理する教頭の職務 二 教育研修センターの困難な業務を処理する研修主事の職務 三 教育委員会事務局の指導主査又は社会教育主査の職務 四 幼稚園の園長の職務	二等級	一 困難な研究を行う試験場又は研究所の分場長又は科長の職務 二 博物館の課長補佐の職務 三 科学捜査研究室の室長補佐の職務 四 試験場又は研究所の困難な研究を行う分場又は科の長の職務 五 困難な研究を行う係の長の職務 六 高度の知識経験に基づき研究を行う研究員、学芸員又は主任の職務
二等級	一 高等学校又は特殊学校の教頭、教諭、養護教諭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寮母の職務 二 教育研修センターの研修主事の職務 三 教育委員会事務局の係長又は指導主事の職務 四 喜多原学園の部長、主任又は教護の職務 五 保育専門学院の部長又は講師の職務	二等級	一 中学校、小学校又は幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭の職務 二 教育研修センターの研修主事の職務 三 教育委員会事務局の係長、指導主事又は社会教育主事の職務
三等級	高等学校又は特殊学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寮母の職務	三等級	中学校、小学校又は幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
五 喜多原学園の園長の職務			

医療職給料表(一)等級別標準職務表

等級	職務の等級	標準的な職務
三等級	三等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 試験場又は研究所の分場長又は科長の職務</li> <li>二 係長の職務</li> <li>三 相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員、学芸員又は主任の職務</li> </ul>
四等級	四等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 病院の院長又は困難な業務を処理する副院長の職務</li> <li>二 整肢学園の園長の職務</li> <li>三 規模の大きい保健所の長又は特に困難な業務を所掌する課の長の職務</li> </ul>
二等級	二等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 病院の副院長又は困難な業務を処理する医長、科長若しくは副医長の職務</li> <li>二 整肢学園の困難な業務を処理する医長の職務</li> <li>三 保健所の所長又は困難な業務を所掌する課の長の職務</li> <li>四 本庁の課長の職務</li> </ul>
三等級	三等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 病院の医長、科長又は副医長の職務</li> <li>二 整肢学園の医長の職務</li> <li>三 保健所の課長の職務</li> </ul>
四等級	四等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 医師又は歯科医師の職務</li> </ul>

医療職給料表(二)等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
特二等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 病院の薬剤長の職務</li> <li>二 保健所の課長、室長、課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務</li> <li>三 困難な業務を行う薬剤師の職務</li> <li>四 特に困難な業務を行う衛生技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、診療放射線技師又は診療エックス線技師(以下「衛生技師等」という。)の職務</li> <li>五 極めて高度の技術又は経験を必要とする理療師又は歯科衛生士の職務</li> </ul>
一等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 保健所の係長の職務</li> <li>二 相当困難な業務を行う薬剤師の職務</li> <li>三 困難な業務を行う衛生技師等の職務</li> <li>四 特に高度の技術又は経験を必要とする理療師又は歯科衛生士の職務</li> </ul>
三等級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 薬剤師の職務</li> </ul>

チ 医療職給料表(三)等級別標準職務表

四等級	三等級	二等級	一等級	特一等級	職務の等級	六等級	五等級	四等級
准看護婦の職務	一 助産婦又は看護婦の職務 二 困難な業務を行う准看護婦の職務	一 婦長の職務 二 困難な業務を行う助産婦又は看護婦の職務 三 特に困難な業務を行う准看護婦の職務	一 総婦長の職務 二 困難な業務を処理する婦長の職務 三 特に困難な業務を行う助産婦又は看護婦の職務	困難な業務を処理する総婦長の職務	標 準 的 な 職 務	理療師又は歯科衛生士の職務	一 衛生技師等の職務 二 相当高度の技術又は経験を必要とする理療師又は歯科衛生士の職務	二 相当困難な業務を行う衛生技師等の職務 三 高度の技術又は経験を必要とする理療師又は歯科衛生士の職務

附則別表第二 職務の等級の切替表

イ

給料表	旧等級	職 務	新等級
	特1等級	部長、東京事務所の所長、議会事務局の事務局長及び博物館の館長以外の職の職務	1等級
	1等級	次長（知事の事務部局の本庁及び教育委員会事務局の次長に限る。）、副出納長、出納室の室長、所長（大阪事務所、西部県税事務所、鳥取土木出張所、米子土木出張所、都市開発事務所及び教育研修センターの所長に限る。）、中央病院の事務長、局長（鳥取地方農林振興局及び米子地方農林振興局の局長に限る。）及び事務局長（監査委員事務局及び地方労働委員会事務局の事務局長に限る。）以外の職の職務	2等級
		課長（知事の事務部局の本庁、地方農林振興局、土木出張所、議会事務局、教育委員会事務局、教育研修センター、博物館及び警察本部の課長に限る。）、室長（青少年室、生	



行政職 給料表	2 等 級	活安定対策室、企業診断室、団体検査室、専門技術員室及び金融対策室の室長に限る。)、所長(大阪事務所、西部県税事務所、鳥取土木出張所、米子土木出張所、都市開発事務所及び教育研修センターの所長を除く。)、次長(東京事務所、大阪事務所、自治研修所、県税事務所、福祉事務所、保健所、農業経営大学校、土木出張所、都市開発事務所、鳥取図書館、博物館、監査委員事務局、人事委員会事務局及び地方労働委員会事務局の次長に限る。)、事務長(整肢学園、厚生病院、鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取工業高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、境高等学校及び境水産高等学校の事務長に限る。)、局長(八頭地方農林振興局、倉吉地方農林振興局、日野地方農林振興局及び大山農地開発局の局長に限る。)、館長(営農研修館及び図書館の館長に限る。)、参事、主査、検査専門員、農業技術調整員、農業構造改善員、寮長、園長、院長、校長、場長、空港事務所長、管理官及び調査官以外の職の職務	3 等 級
研究職 給料表	1 等 級	所長、場長、課長及び科学捜査研究室の室長以外の職の職務	2 等 級
医療職 給料表(㊦)	1 等 級	准看護婦の職務	2 等 級

□

給 料 表	旧 等 級	新 等 級
公安職給料表	1 等 級	2 等 級
医療職給料表(㊦)	1 等 級	特 2 等 級
医療職給料表(㊧)	特 1 等 級	1 等 級

附則別表第三 号給等の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける者

(イ) 特1等級から1等級となる職員の号給等の切替表

旧 号 給	新 号 給 等
号給	号給
5	13
6	14
7	295,800 円
8	304,000
9	316,300

## (ロ) 1等級から2等級となる職員の号給等の切替表

旧号給等	新号給等
9 号給	14 号給
10	16
11	17
12	268,300 円
13	275,500
14	279,100
15	286,300
16	289,900
277,000 円	293,500
280,900	297,100

## (ハ) 2等級から3等級となる職員の号給等の切替表

旧号給等	新号給等
9 号給	13 号給
10	14
11	15
12	16
13	18
14	20
15	245,300 円
16	248,700
17	255,500
18	258,900
19	262,300
251,000 円	265,700

## ロ 公安職給料表の適用を受ける者

## 1等級から2等級となる職員の号給等の切替表

旧号給等	新号給等
12 号給	14 号給
13	15
14	16
15	17
16	19
17	291,300 円

## ハ 研究職給料表の適用を受ける者

1 等級から 2 等級となる職員の号給等の切替表

旧 号 給	新 号 給 等
9 号給	20 号給
10	21
11	23
12	26 円
13	261,200
14	271,100
15	281,000
16	290,900
17	297,500
18	307,400
19	317,300

## ニ 医療職給料表(㊦)の適用を受ける者

1 等級から特 2 等級となる職員の号給等の切替表

旧 号 給	新 号 給 等
9 号給	14 号給
10	15 円
11	268,300
12	275,500
13	279,100

## ホ 医療職給料表(㊦)の適用を受ける者

(イ) 特 1 等級から 1 等級となる職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給
4 号給	11 号給
5	12
6	13
7	15
8	16
9	17
10	18
11	20
12	21
13	23
14	25

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

(ロ) 1等級から2等級となる職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給
10 号給	15 号給
11	16
12	17

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】